

課法2-2

課審6-2

平成29年3月31日

各 国 税 局 長
殿
沖 縄 国 税 事 務 所 長

国 税 庁 長 官

法人税基本通達等の一部改正について（法令解釈通達）

昭和44年5月1日付直審（法）25「法人税基本通達の制定について」（法令解釈通達）ほか2件の法令解釈通達の一部について、平成29年度税制改正のうち災害損失に関する事項を別紙のとおり改正したから、これによら

なお、別紙には、この通達により新たに取扱いを定めたものについてはその全文を掲げ、それ以外のものについてはその改正箇所のみを掲げることとした。

（注）アンダーラインを付した箇所が、新設し、又は改正した箇所である。

別 紙

第 1 法人税基本通達関係

昭和 44 年 5 月 1 日付直審(法)25「法人税基本通達の制定について」(法令解釈通達)のうち次の「改正前」欄に掲げるものをそれぞれ「改正後」欄のように改める。

一 固定資産の取得価額等

改 正 後	改 正 前
<p><u>(被災者用仮設住宅の設置費用)</u></p> <p><u>7-3-17 の 3 法人が、災害により被災した役員又は従業員（以下 7-3-17 の 3 において「従業員等」という。）の住居として一時的に使用する建物（以下 7-3-17 の 3 において「仮設住宅」という。）の用に供する資材（以下 7-3-17 の 3 において「仮設住宅用資材」という。）の取得又は賃借をして仮設住宅を設置した場合において、当該仮設住宅の組立て、設置のために要した金額につきその居住の用に供した日の属する事業年度において費用として経理したときには、これを認める。</u></p> <p><u>法人が取得をした仮設住宅用資材について、これを反復して使用する場合には、通常の例により償却するものとするが、仮設住宅のためにのみ使用することとしている場合には、その見積使用期間を基礎として償却することを認める。</u></p> <p><u>この場合において、当該見積使用期間を基礎として償却を行うときは、その取得価額から当該見積使用期間に基づき算定した処分見込価額を控除した金額を基礎として償却額を計算するものとする。</u></p> <p><u>(注) 法人が、仮設住宅の一部を自己の従業員等以外の被災者の居住の用に供した場合においても、同様とする。</u></p>	<p>(新 設)</p>

二 資本的支出と修繕費

改 正 後	改 正 前
<p><u>(損壊した賃借資産等に係る補修費)</u></p> <p><u>7-8-10 法人が賃借資産（賃借をしている土地、建物、機械装置等をいう。）につき修繕等の補修義務がない場合においても、当該賃借資産が災害により被害を受けたため、当該法人が、当該賃借資産の原状回復のための補修を行い、その補修のために要した費用を修繕費として経理したときは、これを認める。</u></p> <p><u>法人が、修繕等の補修義務がない販売をした又は賃貸をしている資産につき補修のための費用を支出した場合においても、同様とする。</u></p> <p><u>(注)1 この取扱いにより修繕費として取り扱う費用は、12-2-6《災害損失特別勘定の設定》の災害損失特別勘定への繰入れの対象とはならないことに留意する。</u></p> <p><u>2 当該法人が、その修繕費として経理した金額に相当する金額につき賃借人等から支払を受けた場合には、その支払を受けた日の属する事業年度の益金の額に算入する。</u></p> <p><u>3 法人が賃借している法第64条の2第1項《リース取引に係る所得の金額の計算》に規定するリース資産が災害により被害を受けたため、契約に基づき支払うこととなる規定損害金（免除される金額及び災害のあった日の属する事業年度において支払った金額を除く。）については、災害のあった日の属する事業年度において、未払金として計上することができることに留意する。</u></p>	<p>(新 設)</p>

三 災害損失金

改 正 後	改 正 前
<p>(減失損等の計上時期)</p> <p>12-2-1 令第 116 条第 1 項第 1 号(災害による減失等の損失の額)に掲げる損失の額は、災害(法第 58 条第 1 項(青色申告書を提出しなかった事業年度の災害による損失金の繰越し)に規定する災害をいう。以下この節において同じ。)のあった日の属する事業年度(以下この節において「被災事業年度」という。)又は災害のやんだ日の属する事業年度において損金経理をした金額に限る。ただし、同号括弧書に規定する取壊費等については、災害のやんだ日の翌日から 1 年を経過した日の前日までに支出したものを当該支出の日の属する事業年度において損金経理をしたときは、これを認める。</p> <p><u>(災害損失の対象となる固定資産に準ずる繰延資産の範囲)</u></p> <p>12-2-2 令第 114 条(固定資産に準ずる繰延資産)の固定資産に準ずる繰延資産とは、繰延資産のうち他の者の有する固定資産を利用するために支出されたものをいうのであるから、次に掲げるような繰延資産が該当する。</p> <p>(1) 自己が便益を受ける公共的施設又は共同的施設の設置又は改良のために支出した費用</p> <p>(2) 固定資産を賃借し又は使用するために支出した権利金、立退料その他の費用</p> <p>(3) 広告宣伝の用に供する固定資産を贈与したことにより生じた費用</p> <p>(4) <u>繰延資産を計上している法人がその繰延資産の対象となった固定資産の損壊等により復旧に要する費用を支出した場合において、その復旧に要する費用が支出時の損金として認められるときは、その支出した費用の額は令第 116 条第 1 項(災害による繰越損失金の範囲)に規定する損失の額(以下この節において「災害損失の額」という。)に該当することに留意する。</u></p>	<p>(減失損等の計上時期)</p> <p>12-2-1 令第 116 条第 1 項第 1 号(災害による減失等の損失の額)に掲げる損失の額は、災害の発生した日の属する事業年度又は災害のやんだ日の属する事業年度において損金経理をした金額に限る。ただし、同号括弧書に規定する取壊費等については、災害のやんだ日の翌日から 1 年を経過した日の前日までに支出したものを当該支出の日の属する事業年度において損金経理をしたときは、これを認める。</p> <p>(新 設)</p>

改 正 後	改 正 前
<p><u>(災害損失の額に含まれる棚卸資産等の譲渡損)</u></p> <p><u>12-2-3 棚卸資産又は固定資産の譲渡による損失の額は、災害損失の額には含まれないのであるが、被災事業年度において、法人が、災害により著しく損傷したこれらの資産を譲渡したことにより生じた損失の額のうち被害を受けたことに基因する金額を災害損失の額に含めているときは、これを認める。</u></p>	(新 設)
<p><u>(災害損失の額に含まれない費用の範囲)</u></p> <p><u>12-2-4 災害損失の額には、けが人への見舞金、被災者への弔慰金等のように滅失又は損壊した資産に直接関連しない費用は含まれないことに留意する。</u></p>	(新 設)
<p><u>(災害損失特別勘定を設定した場合の災害損失の範囲)</u></p> <p><u>12-2-5 法第58条第1項(青色申告書を提出しなかった事業年度の災害による損失金の繰越し)の規定の適用に当たり、被災事業年度において12-2-6(災害損失特別勘定の設定)により災害損失特別勘定に繰り入れた金額は、当該被災事業年度の災害損失の額に含まれることに留意する。</u></p>	(新 設)
<p><u>(災害損失特別勘定の設定)</u></p> <p><u>12-2-6 法人が被災資産の修繕等のために要する費用を見積もった場合には、被災事業年度において12-2-7(災害損失特別勘定の繰入限度額)に定める繰入限度額以下の金額を損金経理により災害損失特別勘定に繰り入れることができる。</u></p> <p><u>(注)1 この節において、被災資産とは、次に掲げる資産で災害により被害を受けたものをいう。</u></p> <p><u>(1) 法人の有する棚卸資産及び固定資産(法人が賃貸をしている資産で、</u></p>	(新 設)

改 正 後	改 正 前
<p><u>契約により借借人が修繕等を行うこととされているものを除く。)</u></p> <p><u>(2) 法人が賃借をしている資産又は販売等をした資産で、契約により当該法人が修繕等を行うこととされているもの</u></p> <p><u>2 災害のあった日の属する中間事業年度（以下この節において「被災中間期間」という。）に係る法第 72 条（仮決算をした場合の中間申告書の記載事項等）の規定による中間申告書を提出する場合には、その被災中間期間において災害損失特別勘定に繰り入れることができることに留意する。</u></p> <p><u>（災害損失特別勘定の繰入限度額）</u></p> <p><u>12-2-7 12-2-6（災害損失特別勘定の設定）の災害損失特別勘定の繰入限度額は、次の(1)又は(2)に掲げる金額のうちいずれか多い金額の合計額（当該被災資産に係る保険金、損害賠償金、補助金その他これらに類するもの（以下この節において「保険金等」という。）により補填される金額がある場合には、当該金額の合計額を控除した残額）とする。</u></p> <p><u>(1) 被災資産（法第 33 条第 2 項（資産の評価損の損金算入）の規定の適用を受けたものを除く。）の被災事業年度終了の日における価額がその帳簿価額に満たない場合のその差額に相当する金額</u></p> <p><u>(2) 被災資産について、災害のあった日から 1 年を経過する日までに支出すると見込まれる次に掲げる費用その他これらに類する費用（以下この節において「修繕費用等」という。）の見積額（被災事業年度終了の日の翌日以後に支出すると見込まれるものに限る。）</u></p> <p><u>イ 被災資産の滅失、損壊又は価値の減少による当該被災資産の取壊し又は除去の費用その他の付随費用</u></p> <p><u>ロ 土砂その他の障害物を除去するための費用</u></p> <p><u>ハ 被災資産の原状回復のための修繕費（被災資産の被災前の効用を維持す</u></p>	<p>(新 設)</p>

改 正 後	改 正 前
<p><u>るために行う補強工事、排水又は土砂崩れの防止等のために支出する費用を含む。)</u></p> <p>ニ <u>被災資産の損壊又はその価値の減少を防止するための費用</u></p> <p>ホ <u>被災資産に係る被害の拡大を防止するため緊急に必要な措置を講ずるための費用（災害により棚卸資産及び固定資産にまさに被害が生ずるおそれがあると見込まれる場合のこれらの資産に係る被害の発生を防止するため緊急に必要な措置を講ずるための費用を含む。)</u></p> <p>(注)1 <u>法令の規定、地方公共団体の定めた復興計画等により、一定期間修繕等の工事に着手できないこととされている場合には、上記(2)の「災害のあった日から1年を経過する日」は、「修繕等の工事に着手できることとなる日から1年を経過する日」と読み替えることができる。</u></p> <p>2 <u>上記(2)に掲げる金額により災害損失特別勘定に繰り入れる場合には、次のことに留意する。</u></p> <p>(1) <u>7-7-2《有姿除却》の適用を受けた資産については、上記イ、ロ及びホに掲げる費用に限り災害損失特別勘定への繰入れの対象とすることができる。</u></p> <p>(2) <u>法第33条第2項の規定により評価損を計上した資産については、上記ロ、ニ及びホに掲げる費用に限り災害損失特別勘定への繰入れの対象とすることができる。</u></p> <p><u>(被災資産の修繕費用等の見積りの方法)</u></p> <p>12-2-8 12-2-7《災害損失特別勘定の繰入限度額》の(2)の修繕費用等の見積額は、その修繕等を行うことが確実な被災資産につき、例えば次の金額によるなど合理的に見積もるものとする。</p> <p>(1) <u>建設業者、製造業者等による当該被災資産に係る修繕費用等の見積額</u></p>	<p>(新 設)</p>

改 正 後	改 正 前
<p><u>(2) 相当部分が損壊等をした当該被災資産につき、次のイからロを控除した金額</u></p> <p><u>イ 再取得価額又は国土交通省建築物着工統計の工事費予定額から算定した建築価額等を基礎として、その取得の時から被災事業年度終了の日まで償却を行ったものとした場合に計算される未償却残額</u></p> <p><u>ロ 被災事業年度終了の日における価額</u></p> <p><u>(注) 被災中間期間において災害損失特別勘定に繰り入れる場合には、上記の「被災事業年度終了の日」は「被災中間期間終了の日」と読み替えることに留意する。</u></p> <p><u>(災害損失特別勘定の損金算入に関する明細書の添付)</u></p> <p><u>12-2-9 災害損失特別勘定への繰入れを行う場合には、その繰入れを行う被災事業年度の確定申告書又は被災中間期間に係る法第72条(仮決算をした場合の中間申告書の記載事項等)の規定による中間申告書に災害損失特別勘定の損金算入に関する明細書を添付するものとする。</u></p> <p><u>この場合、当該明細書の書式は、附表の書式(これに準ずる書式を含む。)による。</u></p>	<p>(新 設)</p>

改 正 後

改 正 前

災害損失特別勘定の損金算入に関する明細書

事業年度 又は連結 事業年度	・	・	法人名	()
事業年度	・	・		

付表

災害のあった日	1	平	・	・	当期繰入額	5	
繰入限度額の計算	費用の見積額の合計額 (17の合計額)	2		円	繰入限度額 (4)	6	
	保険金等の額の合計額 (18の合計額)	3			繰入限度超過額 (5)-(6) (マイナスの場合は0)	7	
	繰入限度額 (2)-(3)	4			期末災害損失特別勘定残高 (5)-(7)	8	
被災資産の修繕等のために要する費用の見積額の明細							
被災資産の明細	名称及び種類 又は共通費用の費目						
	被災資産の所在地						
	構造、設備の種類及び細目						
	事業の用に供した年月日	昭 平	・	・	昭 平	・	・
価値の減少額	被災資産の帳簿価額	9		円	円	円	円
	被災資産の価額	10					
	価値の減少額 (9)-(10)	11					
修繕費用等の見積額	翌期以後の修繕費用等の見積額	12					
	再取得価額等	13					
	未償却残額	14					
	被災資産の価額	15					
	差引見積額 (14)-(15)	16					
費用の見積額(11)、(12) 又は(16)のうち多い額	17						
翌期以後の保険金等の額	18						

改 正 後

改 正 前

災害損失特別勘定の損金算入に関する明細書の記載の仕方

- 1 この明細書は、法人（連結法人を含みます。以下同じ。）が、災害のあった日の属する事業年度等（法人税法第13条及び第14条に規定する事業年度並びに同法第15条の2に規定する連結事業年度をいいます。）において、法人税基本通達12-2-6《災害損失特別勘定の設定》又は連結納税基本通達20-2-12《災害損失特別勘定の設定》に定めるところにより、被災資産に係る修繕費用等の見積額につき、災害損失特別勘定への繰入れをする場合に記載します。
- なお、連結法人については、災害損失特別勘定への繰入れをする連結法人ごとにこの明細書を作成し、その連結法人の法人名を「法人名」の括弧の中に記載してください。
- (注) 法人が、災害のあった日の属する中間申告期間につき仮決算による中間申告又は連結中間申告をする場合において、災害損失特別勘定への繰入れをするときにもこの明細書に記載します。
- 2 「災害のあった日1」には、被災資産について災害のあった日を記載します。
- 3 「当期繰入額5」には、法人が当期において災害損失特別勘定として損金経理をした金額を記載します。
- 4 「被災資産の修繕等のために要する費用の見積額の明細」の各欄は、次によります。
- なお、被災資産が多数ある場合には、別にこの明細書に相当するものを作成し保存しているときに限り、被災資産を資産の種類ごとに区分し、その区分ごとの「17」欄及び「18」欄に相当する金額の合計額をこれらの欄に記載し、「9」欄から「16」欄までの記載を省略することができます。
- (1) 「被災資産の明細」の各欄は、修繕等を行うことが確実な被災資産ごとに具体的に記載します。
- (2) 「価値の減少額」の「被災資産の帳簿価額9」には被災資産の当期末における帳簿価額を、「被災資産の価額10」には被災資産の当期末における時価を記載します。
- (注) この場合の被災資産には、法人税法第33条第2項《資産の評価損の損金算入》の規定の適用を受けたものは含まれません。
- (3) 「修繕費用等の見積額」の各欄は、次によります。
- イ 「翌期以後の修繕費用等の見積額12」には、被災資産について、災害のあった日から1年を経過する日（例えば、災害のあった日が平成29年4月1日である場合には、平成30年4月1日）までに支出すると見込まれる次に掲げる費用その他これらに類する費用（以下「修繕費用等」といいます。）の見積額のうち、当期末の翌日以後に支出すると見込まれる金額を記載します。
- (i) 被災資産の滅失、損壊又は価値の減少による当該被災資産の取壊し又は除去の費用その他の付随費用
- (ii) 土砂その他の障害物を除去するための費用
- (iii) 被災資産の原状回復のための修繕費（被

- 被災資産の被災前の効用を維持するために行う補強工事、排水又は土砂崩れの防止等のために支出する費用を含みます。）
- (ii) 被災資産の損壊又はその価値の減少を防止するための費用
- (iii) 被災資産に係る被害の拡大を防止するため緊急に必要な措置を講ずるための費用（災害により棚卸資産及び固定資産にまさに被害が生ずるおそれがあると見込まれる場合のこれらの資産に係る被害の発生を防止するため緊急に必要な措置を講ずるための費用を含みます。）
- (注) 1 法令の規定、地方公共団体の定めた復興計画等により、一定期間修繕等の工事に着手できないこととされている場合には、その工事に着手できることとなる日から1年を経過する日までに支出すると見込まれる修繕費用等の見積額を記載することができます。
- 2 法人税基本通達7-7-2《有姿除却》又は連結納税基本通達6-7-2《有姿除却》の適用を受けた資産については、上記(i)、(ii)及び(iii)に掲げる費用に限り繰入れの対象とすることができます。
- 3 法人税法第33条第2項の規定により評価損を計上した資産については、上記(ii)、(iii)及び(iii)に掲げる費用に限り繰入れの対象とすることができます。
- ロ なお、上記イの修繕費用等の見積額は、例えば建設業者、製造業者等による当該被災資産に係る修繕費用等の見積額によるなど合理的に見積もることとしてください。
- ハ 「再取得価額等13」には、相当部分につき損壊等をした当該被災資産の当期末における再取得価額又は国土交通省建築物工統計の工事費予定額から算定した建築価額等を記載します。
- ニ 「未償却残額14」には、上記ハの再取得価額等を基礎として当該被災資産の取得の時から当期末まで償却を行ったものとした場合に計算される未償却残額を記載します。
- ホ 「被災資産の価額15」には、当該被災資産の当期末における時価を記載します。
- ヘ 「差引見積額16」には、「14」欄の金額から「15」欄の金額を控除した残額を記載します。
- なお、修繕費用等の見積額は、上記ロの方法及び上記のニからホを控除して算定する方法以外の合理的な算定方法によることも認められますので、その合理的な算定方法による場合には、それによって算出した修繕費用等の見積額を「16」欄に記載します。
- (4) 「翌期以後の保険金等の額18」には、翌期以後において当該被災資産に係る保険金、損害賠償金、補助金その他これらに類するものにより補填される金額がある場合に、当該補填されると見込まれる金額を記載します。

改 正 後	改 正 前
<p><u>(災害損失特別勘定の益金算入)</u></p> <p><u>12-2-10 次に掲げる事業年度の区分に応じ、災害損失特別勘定の金額のうちそれぞれ次に掲げる金額を当該事業年度の所得の金額の計算上、益金の額に算入する。</u></p> <p>(1) <u>災害のあった日から1年を経過する日の属する事業年度（以下この節において「1年経過事業年度」という。） 当該1年経過事業年度終了の日における災害損失特別勘定の金額</u></p> <p>(2) <u>1年経過事業年度前の各事業年度（被災事業年度後の事業年度に限る。） 当該事業年度において被災資産に係る修繕費用等として損金の額に算入した金額の合計額（保険金等により補填された金額がある場合には、当該金額の合計額を控除した残額）</u></p> <p><u>(注)1 12-2-7（災害損失特別勘定の繰入限度額）の(注)1の適用を受けている場合であっても、1年経過事業年度は「修繕等の工事に着手できることとなる日から1年を経過する日」の属する事業年度とはならないことに留意する。</u></p> <p><u>2 上記(2)の「1年経過事業年度」及び「被災事業年度」は、その事業年度が連結事業年度に該当する場合には、当該連結事業年度とする。</u></p>	<p>(新 設)</p>
<p><u>(災害損失特別勘定の益金算入に関する明細書の添付)</u></p> <p><u>12-2-11 12-2-10(災害損失特別勘定の益金算入)の(1)又は(2)に掲げる事業年度において災害損失特別勘定の金額を益金の額に算入する場合には、当該事業年度の確定申告書に災害損失特別勘定の益金算入に関する明細書を添付するものとする。</u></p> <p><u>この場合、当該明細書の書式は、附表の書式（これに準ずる書式を含む。）による。</u></p>	<p>(新 設)</p>

改 正 後

改 正 前

災害損失特別勘定の益金算入に関する明細書

事業年度
又は連結
事業年度
法人名
()

付表

災害のあった日	1	平 . . .	翌 当 期 取 崩 額 の 計 算	期首現在額	9		円	
同上の日から1年を経過する日	2	平 . . .		修繕等をした 場合の取崩額	10			
修繕等が遅れた場合の 修繕完了事業年度等	3	平 . . . 平 . . .		同上以外の場合 による取崩額	11			
修繕等をした場合の取崩額 (20の合計額)	4			計 (10 + 11)	12			
同上のうち保険金等 により補填された金額	5			差引期末現在額 (9) - (12)	13			
最終取崩事業年度等 における取崩額	6			同上のうち前期末 までに益金の額に 算入された金額	14			
要取崩額	7			当期中において益金の額 に算入すべき金額 (8)	15			
益金算入額	8			期末災害損失特別勘定残高 (13) - (14) - (15)	16			

当期において被災資産に係る修繕費用等として損金の額に算入した金額の明細

被災 資産	名称及び種類 又は共通費用の費目						
	被災資産の所在地						
	構造、設備の 種類及び細目						
修繕等の工事の名称等	17						
同上の修繕等の工事期間	18	平 . . . 平 . . .	平 . . . 平 . . .	平 . . . 平 . . .	平 . . . 平 . . .	平 . . . 平 . . .	
同上の修繕等の工事に 係る修繕費用等の金額	19						円
同上のうち当期において 損金の額に算入した金額	20						円

災害損失特別勘定の益金算入に関する明細書の記載の仕方

1. この明細書は、法人（連結法人を含みます。以下同じ。）が法人税基本通達12-2-10（災害損失特別勘定の益金算入）又は連結納税基本通達20-2-16（災害損失特別勘定の益金算入）に定めるところにより、災害損失特別勘定への繰入れをした事業年度等（法人税法第13条及び第14条に規定する事業年度並びに同法第15条の2に規定する連結事業年度をいいます。）後の事業年度等において災害損失特別勘定の金額を取り崩す場合に記載します。

なお、連結法人については、災害損失特別勘定の取崩しをする連結法人ごとにこの明細書を作成し、その連結法人の法人名を「法人名」の括弧の中に記載してください。

2. 「災害のあった日1」には、被災資産について災害のあった日を記載します。
3. 「同上の日から1年を経過する日2」には、「1」欄に記載した日から1年を経過する日（例えば、災害のあった日が平成29年4月1日である場合には、平成30年4月1日）を記載します。

4. 「修繕等が遅れた場合の修繕完了事業年度等3」には、「2」欄に記載された日の属する事業年度等（以下「1年経過事業年度等」といいます。）終了の日までに「災害損失特別勘定の益金算入時期の延長確認申請書」を所轄税務署長（国税局の調査課所管法人にあっては、所轄国税局長）に提出した場合に、修繕等が完了すると見込まれる日の属する事業年度等（以下「修繕完了事業年度等」といいます。）を記載します。

5. 「修繕等をした場合の取崩額4」には、当期が1年経過事業年度等（修繕完了事業年度等の確認を受けた場合には、修繕完了事業年度等。以下「最終取崩事業年度等」といいます。）前の事業年度等である場合に、「20」欄の合計額を記載します。

6. 「同上のうち保険金等により補填された金額5」には、災害損失特別勘定への繰入れをした事業年度等の終了の日の翌日から当期末までに、被災資産に係る保険金、損害賠償金、補助金その他これらに類するものにより補填された金額がある場合に、その補填された金額のうち「4」欄の修繕費用等の額に充てた金額を記載します。

7. 「最終取崩事業年度等における取崩額6」には、当期が最終取崩事業年度等である場合に、前期の期末災害損失特別勘定残高（「災害損失特別勘定の損金算入に関する明細書」の「8」欄又は「災害損失特別勘定の益金算入に関する明細書」の「16」欄の金額をいいます。以下同じ。）を記載します。

8. 「要取崩額7」の記載に当たっては、次の場合に応じそれぞれ次により記載します。

- (1) 当期が最終取崩事業年度等である場合
「6」の金額を記載します。
- (2) 当期が最終取崩事業年度等前の事業年度等である場合 次の表の③の金額を記載します。

「4」欄-「5」欄の金額	①	円
「9」欄の金額のうち税務計算上の災害損失特別勘定の額	②	円
①と②のいずれか少ない金額	③	円

(注) ②は、前期の期末災害損失特別勘定残高と一致します。

9. 「益金算入額8」は、次の表の⑤の金額を記載します。

「7」欄の金額	①	円
上記8②の表の②の金額	②	円
「13」欄-「14」欄の金額	③	円
延長確認申請書の「3」欄の金額	④	円
(①-(②-③))+④	⑤	円

(注) ⑤がマイナスとなる場合には、「8」欄に△を付して表示し、損金算入します。

10. 「期首現在額9」には、当期首現在における法人計算による災害損失特別勘定の金額を記載します。

11. 「当期取崩額」の各欄は、法人計算による取崩額を記載します。

12. 「減算」の「同上のうち前期末までに益金の額に算入された金額14」には、「13」欄のうち前期以前において繰入限度超過等によって益金の額に算入した金額を記載します。

13. 「当期において被災資産に係る修繕費用等として損金の額に算入した金額の明細」の各欄は、当期が最終取崩事業年度等前の事業年度等である場合に、次により記載します。

- (1) 「被災資産」の各欄は、被災資産ごとに具体的に記載します。

なお、被災資産が多数ある場合には、別にこの明細書に相当するものを作成し保存しているときに限り、被災資産を資産の種類ごとに区分し、その区分ごとの合計額を「19」欄及び「20」欄に記載することができます。

- (2) 一の被災資産につき複数の修繕等の工事を行っている場合には、次によります。

イ 「修繕等の工事の名称等17」には、複数の工事のうち主なものを「○○工事等」と記載します。

ロ 「同上の修繕等の工事期間18」には、複数の工事のうち最初の工事期間の始期から最後の工事期間の終期を記載します。

- (3) 「同上の修繕等の工事に係る修繕費用等の金額19」には、「18」欄の修繕等の工事に係る修繕費用等の金額（見積額を含みます。）を記載します。

なお、修繕費用等とは、法人税基本通達12-2-7（災害損失特別勘定の繰入限度額）の(2)又は連結納税基本通達20-2-13（災害損失特別勘定の繰入限度額）の(2)に掲げる費用をいいます。

- (4) 「同上のうち当期において損金の額に算入した金額20」には、「19」欄に記載した金額のうち、当期において損金の額に算入した金額を記載します。

改 正 後	改 正 前
<p><u>(修繕等が遅れた場合の災害損失特別勘定の益金算入の特例)</u></p> <p><u>12-2-12 被災資産に係る修繕等がやむを得ない事情により1年経過事業年度終了の日までに完了しなかったため、同日において災害損失特別勘定の残額(次の(1)に掲げる金額から(2)に掲げる金額を控除した金額をいう。以下12-2-12において同じ。)を有している場合において、当該1年経過事業年度終了の日までに災害損失特別勘定の益金算入時期の延長確認申請書を所轄税務署長(国税局の調査課所管法人にあっては、所轄国税局長)に提出し、その確認を受けたときは、修繕等が完了すると見込まれる日の属する事業年度(以下12-2-12において「修繕完了事業年度」という。)をもって12-2-10《災害損失特別勘定の益金算入》の(1)の1年経過事業年度とすることができる。</u></p> <p><u>(1) 被災事業年度において災害損失特別勘定に繰り入れた金額</u></p> <p><u>(2) 被災事業年度終了の日の翌日から1年経過事業年度終了の日までににおいて被災資産に係る修繕費用等として損金の額に算入する金額の合計額(保険金等により補填される金額がある場合には、当該金額の合計額を控除した残額。以下12-2-12において「修繕済額」という。)</u></p> <p><u>(注)1 上記の取扱いの適用を受ける場合には、その取扱いの適用を受ける前の1年経過事業年度までの各事業年度において、修繕済額と災害損失特別勘定の残額から修繕費用等の見込額(1年経過事業年度終了の日の翌日から修繕完了事業年度終了の日までに支出することが見込まれる修繕費用等の金額の合計額(保険金等により補填される金額がある場合には、当該金額の合計額を控除した残額とし、災害損失特別勘定の残額を限度とする。)をいう。)を控除した金額との合計額に相当する災害損失特別勘定の金額を益金の額に算入することとなる。</u></p> <p><u>2 「修繕完了事業年度」、「被災事業年度」及び「1年経過事業年度までの各事業年度」は、その事業年度が連結事業年度に該当する場合には、当</u></p>	<p>(新 設)</p>

改 正 後	改 正 前
<p><u>該連結事業年度とする。</u></p> <p><u>(災害損失特別勘定の益金算入時期の延長確認申請書の書式)</u></p> <p><u>12-2-13 12-2-12《修繕等が遅れた場合の災害損失特別勘定の益金算入の特例》により災害損失特別勘定の益金算入時期の延長確認の申請を行う場合の申請書の書式は、附表の書式（これに準ずる書式を含む。）による。</u></p>	<p>(新 設)</p>

改 正 後

改 正 前

付表

災害損失特別勘定の益金算入時期
の延長確認申請書

※整理番号	
※種別(7-711)	

申請の宛先 納税地 〒 (フリガナ) 法人名等 法人番号 (フリガナ) 代表者氏名 代表者住所 〒 事業種目 業	<input type="checkbox"/> 法人 <input type="checkbox"/> 単体法人 <input type="checkbox"/> 連結親法人	〒 (局 番) 電話() -	〒 () -
	平成 年 月 日		
	国税局長 殿 税務署長		

申請の宛先 法人名等 〒 本店又は主たる事務所の所在地 〒 電話() - (フリガナ) 代表者氏名 〒 代表者住所 〒 事業種目 業	※整理番号 税 部 門 決 算 期 業 種 番 号 処 理 簿 回 付 先 <input type="checkbox"/> 親署 ⇒ 子署 <input type="checkbox"/> 子署 ⇒ 調査課

災害損失特別勘定への繰入れの対象とした修繕等が 自平成 年 月 日 事業年度等終了の日までに完了できない事情にありますので、法人税基本通達12-2-12(修繕等が遅れた場合の災害損失特別勘定の益金算入の特例)又は連結納税基本通達20-2-18(修繕等が遅れた場合の災害損失特別勘定の益金算入の特例)に基づき、被災資産の修繕等が完了すると見込まれる日の属する下記の事業年度等をもって1年経過事業年度等とすることを申請します。

被災資産の修繕等が完了すると見込まれる日の属する事業年度等	自平成 年 月 日	事業年度等
	至平成 年 月 日	

当期末の災害損失特別勘定の残額	1	円	当期中において益金の額に算入すべき金額 (1)-(2)	3	円
修繕費用等の見込額 (7の合計額)-(8の合計額)	2		延長の対象となる期末災害損失特別勘定残高 (1)-(3)	4	

翌期以後の修繕等の工事に係る修繕費用等の見込額の明細					
被災資産	名称及び種類又は共通費用の費目				
	被災資産の所在地				
	構造、設備の種類及び細目				
	翌期以後に完了すると見込まれる修繕等の工事の名称等	5			
同上の修繕等の工事期間	6	平 . . .	平 . . .	平 . . .	平 . . .
同上の修繕等の工事に係る翌期以後の修繕費用等の見込額	7	円	円	円	円
翌期以後の保険金等の額	8				

税 理 士 署 名 押 印

※税務署 処理欄	部門	決算 期	業種 番号	整理 簿	備考	通信日付印	年 月 日	確認 印
-------------	----	---------	----------	---------	----	-------	-------	---------

災害損失特別勘定の益金算入時期の
延長確認申請書の記載の仕方

1. この延長確認申請書は、法人税基本通達 12-2-12(修繕等が遅れた場合の災害損失特別勘定の益金算入の特例)又は連結納税基本通達 20-2-18(修繕等が遅れた場合の災害損失特別勘定の益金算入の特例)に定めるところにより、災害損失特別勘定への繰入れをした法人又は連結親法人が、1年経過事業年度等(災害のあった日から1年を経過する日の属する事業年度等(法人税法第13条及び第14条に規定する事業年度並びに同法第15条の2に規定する連結事業年度をいいます。以下同じ。)をいいます。以下同じ。)終了の日までに、これらの通達に定めるところにより修繕完了事業年度等(被災資産の修繕等が完了すると見込まれる日の属する事業年度等をいいます。以下同じ。)をもって1年経過事業年度等とすることを申請する場合に記載します。
なお、1年経過事業年度等終了の日までに修繕等が完了しなかった理由及び申請をした修繕完了事業年度等に修繕等が完了すると見込まれる事情等を適宜の用紙に記載して添付してください。
2. 各欄は、次により記載します。
- (1) 「提出法人」欄には、該当する□にレ印を付すとともに、当該提出法人の「納税地」、「法人名等」、「法人番号(13桁)」、「代表者氏名」、「代表者住所」及び「事業種目」を記載してください。
- (2) 「連結子法人」欄には、当該子法人の「法人名等」、「本店又は主たる事務所の所在地」、「代表者氏名」、「代表者住所」及び「事業種目」を記載してください。
3. 「被災資産の修繕等が完了すると見込まれる日の属する事業年度等」には、当期が1年経過事業年度等に該当し、被災資産に係る修繕等がやむを得ない事情により当期末までに完了しないため、当期末において災害損失特別勘定の残額(次の(1)に掲げる金額から(2)に掲げる金額を控除した金額をいいます。以下同じ。)を有している場合において、所轄税務署長(国税局の調査課所管法人にあっては、所轄国税局長)の確認を受けようとする修繕完了事業年度等を記載します。
- (1) 被災事業年度等において災害損失特別勘定に繰り入れた金額
- (2) 被災事業年度等終了の日の翌日から当期末までにおいて被災資産等に係る修繕費用等として損金の額に算入する金額の合計額(保険金等により補填される金額がある場合には、当該金額の合計額を控除します。)
4. 「当期末の災害損失特別勘定の残額1」には、当期末における「災害損失特別勘定の損金算入に関する明細書」の「8」欄の金額と「災害損失特別勘定の益金算入に関する明細書」の「9」欄の金額のうち税務計算上の災害損失特別勘定の額(裏面の8(2)の表の②の額-「7」欄の額)に相当する金額の合計額を記載します。
5. 「修繕費用等の見込額2」には、1年経過事業年度等終了の日の翌日から修繕完了事業年度等終了の日までに支出することが見込まれる修繕費用等の金額として、「7」欄の合計額から「8」欄の合計額を控除した金額を記載します。
6. 「当期中において益金の額に算入すべき金額3」は、「1」欄の金額から「2」欄の金額を控除した残額を記載しますが、この欄に記載する金額がある場合には、その金額に相当する金額を当期の「災害損失特別勘定の益金算入に関する明細書」の「益金算入額8」欄の金額に含めて記載します。
7. 「翌期以後の修繕等の工事に係る修繕費用等の見込額の明細」の各欄は、次により記載します。
- (1) 「被災資産」の各欄は、被災資産ごとに具体的に記載します。
なお、被災資産が多数ある場合には、別にこの明細書に相当するものを作成し保存しているときに限り、被災資産を資産の種類ごとに区分し、その区分ごとの合計額を「7」欄及び「8」欄に記載することができます。
- (2) 一の被災資産につき翌期以後に完了すると見込まれる複数の修繕等の工事を行うこととしている場合には、次によりします。
- イ 「翌期以後に完了すると見込まれる修繕等の工事の名称等5」には、複数の工事のうち主なものを「○○工事」と記載します。
- ロ 「同上の修繕等の工事期間6」には、複数の工事のうち最初の工事期間の始期から最後の工事期間の終期を記載します。
- (3) 「同上の修繕等の工事に係る翌期以後の修繕費用等の見込額7」には、1年経過事業年度等終了の日の翌日から修繕完了事業年度等終了の日までに支出することが見込まれる「6」欄の修繕等の工事に係る修繕費用等の見込額を記載します。
なお、修繕費用等とは次の費用その他これらに類する費用をいいます。
- イ 被災資産の滅失、損壊又は価値の減少による当該被災資産の取壊し又は除去の費用その他の付随費用
- ロ 土砂その他の障害物を除去するための費用
- ハ 被災資産の原状回復のための修繕費(被災資産の被災前の効用を維持するために行う補強工事、排水又は土砂崩れの防止等のために支出する費用を含みます。)
- ニ 被災資産の損壊又はその価値の減少を防止するための費用
- ホ 被災資産に係る被害の拡大を防止するため緊急に必要な措置を講ずるために要する費用(災害により棚前資産及び固定資産にまさに被害が生ずるおそれがあると見込まれる場合のこれらの資産に係る被害の発生を防止するため緊急に必要な措置を講ずるために要する費用を含みます。)
- (4) 「翌期以後の保険金等の額8」には、1年経過事業年度等終了の日の翌日以後において当該被災資産に係る保険金、損害賠償金、補助金その他これらに類するもの(以下「保険金等」といいます。)により補填される金額がある場合に、当該補填されると見込まれる金額(災害損失特別勘定への繰入れをした事業年度等終了の日の翌日以後に収受した保険金等のうち「7」欄の修繕費用等の額に充てることとしての金額を含みます。)を記載します。
8. 「税理士署名押印」欄は、この申請書を税理士及び税理士法人が作成した場合に、その税理士等が署名押印してください。
9. 「※」欄は、記載しないでください。

改 正 後	改 正 前
<p><u>(繰延資産の基因となった資産について損壊等の被害があった場合)</u></p> <p><u>12-2-14</u> 12-2-6から12-2-13まで(災害損失特別勘定の設定等)は、 <u>災害により令第114条(固定資産に準ずる繰延資産)に規定する繰延資産につ</u> <u>き、当該繰延資産に係る他の者の有する固定資産について損壊等の被害があっ</u> <u>た場合について準用する。</u></p> <p><u>(修繕費用等の支出がある場合の災害損失の額の計算)</u></p> <p><u>12-2-15</u> 法第58条第1項の規定の適用に当たり、12-2-6(災害損失特別 勘定の設定)により災害損失特別勘定に繰り入れた被災事業年度(当該事業年 度が連結事業年度に該当する場合には、当該連結事業年度)後の事業年度開始 の日において災害損失特別勘定の金額がある場合には、当該事業年度において <u>修繕費用等として損金の額に算入した金額(保険金等により補填された金額が</u> <u>ある場合には、当該金額の合計額を控除した残額とし、災害損失の額に該当す</u> <u>る部分の金額に限る。)の合計額から当該事業年度開始の日における災害損失</u> <u>特別勘定の金額を控除した残額が当該事業年度における災害損失の額となるこ</u> <u>とに留意する。</u></p> <p><u>(繰越損失金の損金算入の順序)</u></p> <p><u>12-2-16</u> 12-1-1(繰越欠損金の損金算入の順序)は、法第58条(青色申告 書を提出しなかった事業年度の災害による損失金の繰越し)の規定を適用する 場合について準用する。</p>	<p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p> <p>(繰越損失金の損金算入の順序)</p> <p><u>12-2-2</u> 12-1-1(繰越欠損金の損金算入の順序)は、法第58条(青色申告 書を提出しなかった事業年度の災害による損失金の繰越し)の規定を適用する 場合について準用する。</p>

四 還付

改 正 後	改 正 前
<p><u>(仮決算の中間申告による所得税額の還付における災害損失の額の計算)</u></p> <p><u>17-2-1</u> 12-2-2から12-2-14まで(災害損失の対象となる固定資産に準ずる繰延資産の範囲等)は、法第72条第4項(仮決算をした場合の中間申告書の記載事項等)の規定を適用する場合の災害損失の額(令第150条の2第4項(仮決算をした場合の中間申告)に規定する損失の額をいう。)の計算について準用する。</p> <p><u>(欠損金の繰戻しによる還付における還付金額の計算)</u></p> <p><u>17-2-2</u> 法第80条第1項(欠損金の繰戻しによる還付)の規定による法人税の還付請求があった場合において、当該還付請求について還付すべき金額は、当該金額の算定を行う時において確定している還付所得事業年度(同項に規定する還付所得事業年度をいう。以下この節において同じ。)の所得の金額及び法人税の額並びに欠損事業年度(同項に規定する欠損事業年度をいう。)の欠損金額(当該欠損金額が請求に係る還付金額の計算の基礎として法人が還付請求書に記載した欠損金額を超える場合には、その記載した金額)を基礎として同項の規定により計算した金額による。</p> <p><u>(注) 同条第4項又は第5項において準用する同条第1項の規定による法人税の還付請求があった場合においても、同様とする。</u></p> <p><u>(還付請求書だけが期限後に提出された場合の特例)</u></p> <p><u>17-2-3</u> 法人が法第74条(確定申告)の規定による確定申告書を期限内に提出し、当該申告書に記載された欠損金額に基づいて法人税の還付請求書を期限後に提出した場合において、その期限後の提出が錯誤に基づくものである等期限後の提出について税務署長が真にやむを得ない理由があると認めるときは、</p>	<p>(新 設)</p> <p><u>(還付金額の計算)</u></p> <p><u>17-2-1</u> 法第80条第1項(欠損金の繰戻しによる還付)の規定による法人税の還付請求があった場合において、当該還付請求について還付すべき金額は、当該金額の算定を行う時において確定している還付所得事業年度の所得の金額及び法人税の額並びに欠損事業年度の欠損金額(当該欠損金額が請求に係る還付金額の計算の基礎として法人が還付請求書に記載した欠損金額を超える場合には、その記載した金額)を基礎として同条第1項の規定により計算した金額による。</p> <p><u>(還付請求書だけが期限後に提出された場合の特例)</u></p> <p><u>17-2-2</u> 法人が法第74条(確定申告)の規定による確定申告書を期限内に提出し、当該申告書に記載された欠損金額に基づいて法人税の還付請求書を期限後に提出した場合において、その期限後の提出が錯誤に基づくものである等期限後の提出について税務署長が真にやむを得ない理由があると認めるときは、</p>

改 正 後	改 正 前
<p>法第 80 条(欠損金の繰戻しによる還付)の規定を適用することができるものとする。</p> <p><u>④ 同条第 5 項において準用する同条第 1 項の規定による法人税の還付請求があつた場合においても、同様とする。</u></p> <p><u>(還付所得事業年度が 2 以上ある場合の繰戻し還付)</u></p> <p><u>17-2-4 法第 80 条(欠損金の繰戻しによる還付)の規定の適用に当たり、還付所得事業年度が 2 以上ある場合、欠損金額又は災害損失欠損金額をいずれの還付所得事業年度に配分するかは法人の計算によることに留意する。</u></p> <p><u>(更生手続の開始の意義)</u></p> <p><u>17-2-5 法第 80 条第 4 項(欠損金の繰戻しによる還付の特例)に規定する「更生手続の開始」とは、更生手続の開始の申立て(会社更生法第 234 条(更生手続の終了事由)等に規定する更生手続開始の申立てを棄却する決定があつた場合のその申立てを除く。)があつたことをいうものとする。</u></p> <p><u>(中間申告書の提出を要しない法人の還付請求)</u></p> <p><u>17-2-6 中間事業年度(災害(法第 80 条第 5 項(欠損金の繰戻しによる還付))に規定する災害をいう。以下この節において同じ。)のあつた日から同日以後 6 月を経過する日までに終了するものに限る。)について、法第 71 条第 1 項ただし書(中間申告)又は第 71 条の 2(中間申告書の提出を要しない場合)の規定により中間申告書の提出を要しないこととされている法人であっても、当該中間事業年度において生じた災害損失欠損金額(法第 80 条第 5 項に規定する災害損失欠損金額をいう。以下この節において同じ。)について同項において準用する同条第 1 項の規定による災害損失の繰戻しによる法人税の還付を</u></p>	<p>法第 80 条(欠損金の繰戻しによる還付)の規定を適用することができるものとする。</p> <p>(新 設)</p> <p><u>(更生手続の開始の意義)</u></p> <p><u>17-2-3 法第 80 条第 4 項(欠損金の繰戻しによる還付の特例)に規定する「更生手続の開始」とは、更生手続の開始の申立て(会社更生法第 234 条(更生手続の終了事由)等に規定する更生手続開始の申立てを棄却する決定があつた場合のその申立てを除く。)があつたことをいうものとする。</u></p> <p>(新 設)</p>

改 正 後	改 正 前
<p><u>請求することができることに留意する。</u></p> <p><u>(災害損失欠損金額と青色欠損金額がある場合の繰戻し還付)</u></p> <p><u>17-2-7 青色申告書を提出する法人（措置法第66条の13第1項各号（中小企業者の欠損金等以外の欠損金の繰戻しによる還付の不適用）に掲げる法人に限る。）が、法第80条第5項（欠損金の繰戻しによる還付）において準用する同条第1項に規定する欠損事業年度（中間事業年度を除く。）において、同項の規定の適用を受ける災害損失欠損金額以外の欠損金額を有する場合には、当該欠損金額について同条第1項の規定による法人税の還付請求ができることに留意する。</u></p> <p><u>(欠損金の繰戻しによる還付における災害損失の額の計算)</u></p> <p><u>17-2-8 12-2-1から12-2-15まで（滅失損等の計上時期等）は、法第80条第5項（欠損金の繰戻しによる還付）において準用する同条第1項の規定を適用する場合の災害損失の額（令第154条の3第4項（欠損金の繰戻しによる還付をする場合の解散等に準ずる事実等）に規定する損失の額をいう。）の計算について準用する。</u></p>	<p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p>

五 申告及び還付

改 正 後	改 正 前
<p><u>(仮決算の中間申告による所得税額の還付における災害損失の額の計算)</u></p> <p><u>20-8-2 12-2-2 から 12-2-14 まで(災害損失の対象となる固定資産に準ずる繰延資産の範囲等)は、法第 144 条の 4 第 5 項(仮決算をした場合の中間申告書の記載事項等)の規定を適用する場合の災害損失の額(令第 202 条第 2 項(仮決算をした場合の中間申告)において準用する令第 150 条の 2 第 4 項(仮決算をした場合の中間申告)に規定する損失の額をいう。)の計算について準用する。</u></p> <p><u>(欠損金の繰戻し還付における災害損失の額及び還付金額の計算等)</u></p> <p><u>20-8-3 12-2-1 から 12-2-15 まで(滅失損等の計上時期等)及び 17-2-2 から 17-2-7 まで(還付金額の計算等)は、法第 144 条の 13 第 1 項(欠損金の繰戻しによる還付)(同条第 9 項から第 11 項までにおいて準用する場合を含む。)又は同条第 2 項(同条第 10 項又は第 11 項において準用する場合を含む。)の規定を適用する場合について準用する。</u></p> <p>④ 同条第 1 項の規定による法人税の還付請求があった場合には、同項各号に掲げる欠損金額ごとに <u>17-2-2</u> の取扱いを準用することに留意する。</p>	<p>(新 設)</p> <p>(還付金額の計算)</p> <p><u>20-8-2 法第 144 条の 13 第 1 項又は第 2 項(欠損金の繰戻しによる還付)の規定による法人税の還付請求があった場合の還付すべき金額の計算については、17-2-1 (還付金額の計算)の取扱いを準用する。</u></p> <p>④ 同条第 1 項の規定による法人税の還付請求があった場合には、同項各号に掲げる欠損金額ごとに <u>17-2-1</u> の取扱いを準用することに留意する。</p>

第2 連結納税基本通達関係

平成15年2月28日付課法2-3ほか1課共同「連結納税基本通達の制定について」(法令解釈通達)のうち次の「改正前」欄に掲げるものをそれぞれ「改正後」欄のように改める。

一 固定資産の取得価額等

改 正 後	改 正 前
<p><u>(被災者用仮設住宅の設置費用)</u></p> <p><u>6-3-27の2 連結法人が、災害により被災した役員又は従業員(以下6-3-27の2において「従業員等」という。)の住居として一時的に使用する建物(以下6-3-27の2において「仮設住宅」という。)の用に供する資材(以下6-3-27の2において「仮設住宅用資材」という。)の取得又は賃借をして仮設住宅を設置した場合において、当該仮設住宅の組立て、設置のために要した金額につきその居住の用に供した日の属する連結事業年度において費用として経理したときには、これを認める。</u></p> <p><u>連結法人が取得をした仮設住宅用資材について、これを反復して使用する場合には、通常の例により償却するものとするが、仮設住宅のためにのみ使用することとしている場合には、その見積使用期間を基礎として償却することを認める。この場合において、当該見積使用期間を基礎として償却を行うときは、その取得価額から当該見積使用期間に基づき算定した処分見込価額を控除した金額を基礎として償却額を計算するものとする。</u></p> <p><u>(注) 連結法人が、仮設住宅の一部を自己の従業員等以外の被災者の居住の用に供した場合においても、同様とする。</u></p>	(新 設)

二 資本的支出と修繕費

改 正 後	改 正 前
<p><u>(損壊した賃借資産等に係る補修費)</u></p> <p><u>6-8-11 連結法人が賃借資産（賃借をしている土地、建物、機械装置等をいう。）につき修繕等の補修義務がない場合においても、当該賃借資産が災害により被害を受けたため、当該連結法人が、当該賃借資産の原状回復のための補修を行い、その補修のために要した費用を修繕費として経理したときは、これを認める。</u></p> <p><u>連結法人が、修繕等の補修義務がない販売をした又は賃貸をしている資産につき補修のための費用を支出した場合においても、同様とする。</u></p> <p><u>(注)1 この取扱いにより修繕費として取り扱う費用は、20-2-12(災害損失特別勘定の設定)の災害損失特別勘定への繰入れの対象とはならないことに留意する。</u></p> <p><u>2 当該連結法人が、その修繕費として経理した金額に相当する金額につき賃貸人等から支払を受けた場合には、その支払を受けた日の属する連結事業年度の益金の額に算入する。</u></p> <p><u>3 連結法人が賃借している法第64条の2第1項(リース取引に係る所得の金額の計算)に規定するリース資産が災害により被害を受けたため、契約に基づき支払うこととなる規定損害金(免除される金額及び災害のあった日の属する連結事業年度において支払った金額を除く。)については、災害のあった日の属する連結事業年度において、未払金として計上することができることに留意する。</u></p>	<p>(新 設)</p>

三 還付

改 正 後	改 正 前
<p><u>(仮決算の連結中間申告による所得税額の還付における災害損失の額の計算)</u></p> <p><u>20-2-1</u> 20-2-8から20-2-20まで(災害損失の対象となる固定資産に準ずる繰延資産の範囲等)は、法第81条の20第4項(仮決算をした場合の連結中間申告書の記載事項等)の規定を適用する場合の災害損失の額(令第155条の47第2項(仮決算をした場合の連結中間申告)において準用する令第150条の2第4項(仮決算をした場合の中間申告)に規定する損失の額をいう。)の計算について準用する。</p> <p><u>(連結欠損金の繰戻しによる還付における還付金額の計算)</u></p> <p><u>20-2-2</u> 法第81条の31第1項(連結欠損金の繰戻しによる還付)の規定による連結所得に対する法人税の還付請求があった場合において、当該還付請求について還付すべき金額は、当該金額の算定を行う時において確定している還付所得連結事業年度(同項に規定する還付所得連結事業年度をいう。以下この節において同じ。)の連結所得の金額及び連結所得に対する法人税の額並びに欠損連結事業年度(同項に規定する欠損連結事業年度をいう。)の連結欠損金額(当該連結欠損金額が請求に係る還付金額の計算の基礎として連結親法人が還付請求書に記載した連結欠損金額を超える場合には、その記載した金額)を基礎として同項の規定により計算した金額による。</p> <p><u>(注) 同条第4項又は第5項において準用する同条第1項の規定による連結所得に対する法人税の還付請求があった場合においても、同様とする。</u></p> <p><u>(還付請求書だけが期限後に提出された場合の特例)</u></p> <p><u>20-2-3</u> 連結親法人が法第81条の22(連結確定申告)の規定による連結確定申告書を期限内に提出し、当該申告書に記載された連結欠損金額に基づいて連</p>	<p>(新 設)</p> <p><u>(還付金額の計算)</u></p> <p><u>20-2-1</u> 法第81条の31第1項(連結欠損金の繰戻しによる還付)の規定による連結所得に対する法人税の還付請求があった場合において、当該還付請求について還付すべき金額は、当該金額の算定を行う時において確定している還付所得連結事業年度の連結所得の金額及び連結所得に対する法人税の額並びに欠損連結事業年度の連結欠損金額(当該連結欠損金額が請求に係る還付金額の計算の基礎として連結親法人が還付請求書に記載した連結欠損金額を超える場合には、その記載した金額)を基礎として同条第1項の規定により計算した金額による。</p> <p><u>(還付請求書だけが期限後に提出された場合の特例)</u></p> <p><u>20-2-2</u> 連結親法人が法第81条の22(連結確定申告)の規定による連結確定申告書を期限内に提出し、当該申告書に記載された連結欠損金額に基づいて連</p>

改 正 後	改 正 前
<p>結所得に対する法人税の還付請求書を期限後に提出した場合において、その期限後の提出が錯誤に基づくものである等期限後の提出について税務署長が真にやむを得ない理由があると認めるときは、法第81条の31(連結欠損金の繰戻しによる還付)の規定を適用することができるものとする。</p> <p><u>㉔ 同条第5項において準用する同条第1項の規定による連結所得に対する法人税の還付請求があった場合においても、同様とする。</u></p> <p><u>(還付所得連結事業年度が2以上ある場合の繰戻し還付)</u></p> <p><u>20-2-4 法第81条の31(連結欠損金の繰戻しによる還付)の規定の適用に当たり、還付所得連結事業年度が2以上ある場合、連結欠損金額又は災害損失欠損金額をいずれの還付所得連結事業年度に配分するかは連結親法人の計算によることに留意する。</u></p> <p><u>(更生手続の開始の意義)</u></p> <p><u>20-2-5 法第81条の31第4項(連結欠損金の繰戻しによる還付の特例)に規定する「更生手続の開始」とは、更生手続の開始の申立て(会社更生法第234条(更生手続の終了事由)等に規定する更生手続開始の申立てを棄却する決定があった場合のその申立てを除く。)があったことをいうものとする。</u></p> <p><u>(連結中間申告書の提出を要しない連結親法人の還付請求)</u></p> <p><u>20-2-6 連結中間事業年度(災害(法第81条の31第5項(連結欠損金の繰戻しによる還付)に規定する災害をいう。以下この節において同じ。)のあった日から同日以後6月を経過する日までに終了するものに限る。)について、法第81条の19第1項ただし書(連結中間申告)又は第81条の19の2(連結中間申告書の提出を要しない場合)の規定により連結中間申告書の提出を要し</u></p>	<p>結所得に対する法人税の還付請求書を期限後に提出した場合において、その期限後の提出が錯誤に基づくものである等期限後の提出について税務署長が真にやむを得ない理由があると認めるときは、法第81条の31(連結欠損金の繰戻しによる還付)の規定を適用することができるものとする。</p> <p>(新 設)</p> <p><u>(更生手続の開始の意義)</u></p> <p><u>20-2-3 法第81条の31第3項(連結欠損金の繰戻しによる還付の特例)に規定する「更生手続の開始」とは、更生手続の開始の申立て(会社更生法第234条(更生手続の終了事由)等に規定する更生手続開始の申立てを棄却する決定があった場合のその申立てを除く。)があったことをいうものとする。</u></p> <p>(新 設)</p>

改 正 後	改 正 前
<p><u>ないこととされている連結親法人であっても、当該連結中間事業年度において生じた災害損失欠損金額（法第 81 条の 31 第 5 項に規定する災害損失欠損金額をいう。以下この節において同じ。）について同項において準用する同条第 1 項の規定による災害損失の繰戻しによる連結所得に対する法人税の還付を請求することができることに留意する。</u></p> <p><u>（滅失損等の計上時期）</u></p> <p><u>20－2－7 令第 156 条第 3 項《連結欠損金の繰戻しによる還付》において読み替えて準用する令第 154 条の 3 第 4 項第 1 号《欠損金の繰戻しによる還付をする場合の解散等に準ずる事実等》に掲げる損失の額は、災害のあった日の属する連結事業年度（以下この節において「被災連結事業年度」という。）又は災害のやんだ日の属する連結事業年度において損金経理をした金額に限る。ただし、同号括弧書に規定する取壊費等については、災害のやんだ日の翌日から 1 年を経過した日の前日までに支出したものを当該支出の日の属する連結事業年度において損金経理をしたときは、これを認める。</u></p> <p><u>（災害損失の対象となる固定資産に準ずる繰延資産の範囲）</u></p> <p><u>20－2－8 令第 156 条第 3 項《連結欠損金の繰戻しによる還付》において準用する令第 154 条の 3 第 3 項《欠損金の繰戻しによる還付をする場合の解散等に準ずる事実等》の固定資産に準ずる繰延資産とは、繰延資産のうち他の者の有する固定資産を利用するために支出されたものをいうのであるから、次に掲げるような繰延資産が該当する。</u></p> <p><u>(1) 自己が便益を受ける公共的施設又は共同的施設の設置又は改良のために支出した費用</u></p> <p><u>(2) 固定資産を賃借し又は使用するために支出した権利金、立退料その他の費</u></p>	<p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p>

改 正 後	改 正 前
<p>用</p> <p><u>(3) 広告宣伝の用に供する固定資産を贈与したことにより生じた費用</u></p> <p><u>(四) 繰延資産を計上している連結法人がその繰延資産の対象となった固定資産の損壊等により復旧に要する費用を支出した場合において、その復旧に要する費用が支出時の損金として認められるときは、その支出した費用の額は令第156条第3項《連結欠損金の繰戻しによる還付》において読み替えて準用する令第154条の3第4項《欠損金の繰戻しによる還付をする場合の解散等に準ずる事実等》に規定する損失の額（以下この節において「災害損失の額」という。）に該当することに留意する。</u></p> <p><u>(災害損失の額に含まれる棚卸資産等の譲渡損)</u></p> <p><u>20-2-9 棚卸資産又は固定資産の譲渡による損失の額は、災害損失の額には含まれないのであるが、被災連結事業年度において、連結法人が、災害により著しく損傷したこれらの資産を譲渡したことにより生じた損失の額のうち被害を受けたことに基因する金額を災害損失の額に含めているときは、これを認める。</u></p> <p><u>(災害損失の額に含まれない費用の範囲)</u></p> <p><u>20-2-10 災害損失の額には、けが人への見舞金、被災者への弔慰金等のように滅失又は損壊した資産に直接関連しない費用は含まれないことに留意する。</u></p> <p><u>(災害損失特別勘定を設定した場合の災害損失の範囲)</u></p> <p><u>20-2-11 法第81条の31第5項《連結欠損金の繰戻しによる還付》の規定の適用に当たり、被災連結事業年度において20-2-12《災害損失特別勘定の設定》により災害損失特別勘定に繰り入れた金額は、当該被災連結事業年度の災</u></p>	<p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p>

改 正 後	改 正 前
<p><u>害損失の額に含まれることに留意する。</u></p> <p><u>(災害損失特別勘定の設定)</u></p> <p><u>20-2-12 連結法人が被災資産の修繕等のために要する費用を見積もった場合には、被災連結事業年度において 20-2-13《災害損失特別勘定の繰入限度額》に定める繰入限度額以下の金額を損金経理により災害損失特別勘定に繰り入れることができる。</u></p> <p><u>(注)1 この節において、被災資産とは、次に掲げる資産で災害により被害を受けたものをいう。</u></p> <p><u>(1) 連結法人の有する棚卸資産及び固定資産（連結法人が賃貸をしている資産で、契約により賃借人が修繕等を行うこととされているものを除く。）</u></p> <p><u>(2) 連結法人が賃借をしている資産又は販売等をした資産で、契約により当該連結法人が修繕等を行うこととされているもの</u></p> <p><u>2 災害のあった日の属する連結中間事業年度（以下この節において「被災連結中間期間」という。）に係る法第 81 条の 20《仮決算をした場合の連結中間申告書の記載事項等》の規定による連結中間申告書を提出する場合には、その被災連結中間期間において災害損失特別勘定に繰り入れることができることに留意する。</u></p>	<p>(新 設)</p>
<p><u>(災害損失特別勘定の繰入限度額)</u></p> <p><u>20-2-13 20-2-12《災害損失特別勘定の設定》の災害損失特別勘定の繰入限度額は、次の(1)又は(2)に掲げる金額のうちいずれか多い金額の合計額（当該被災資産に係る保険金、損害賠償金、補助金その他これらに類するもの（以下この節において「保険金等」という。）により補填される金額がある場合には、</u></p>	<p>(新 設)</p>

改 正 後	改 正 前
<p><u>当該金額の合計額を控除した残額</u>とする。</p> <p>(1) <u>被災資産（法第 33 条第 2 項（資産の評価損の損金算入）の規定の適用を受けたものを除く。）の被災連結事業年度終了の日における価額がその帳簿価額に満たない場合のその差額に相当する金額</u></p> <p>(2) <u>被災資産について、災害のあった日から 1 年を経過する日までに支出すると見込まれる次に掲げる費用その他これらに類する費用（以下この節において「修繕費用等」という。）の見積額（被災連結事業年度終了の日の翌日以後に支出すると見込まれるものに限る。）</u></p> <p>イ <u>被災資産の滅失、損壊又は価値の減少による当該被災資産の取壊し又は除去の費用その他の付随費用</u></p> <p>ロ <u>土砂その他の障害物を除去するための費用</u></p> <p>ハ <u>被災資産の原状回復のための修繕費（被災資産の被災前の効用を維持するために行う補強工事、排水又は土砂崩れの防止等のために支出する費用を含む。）</u></p> <p>ニ <u>被災資産の損壊又はその価値の減少を防止するための費用</u></p> <p>ホ <u>被災資産に係る被害の拡大を防止するため緊急に必要な措置を講ずるための費用（災害により棚卸資産及び固定資産にまさに被害が生ずるおそれがあると見込まれる場合のこれらの資産に係る被害の発生を防止するため緊急に必要な措置を講ずるための費用を含む。）</u></p> <p>(注)1 <u>法令の規定、地方公共団体の定めた復興計画等により、一定期間修繕等の工事に着手できないこととされている場合には、上記(2)の「災害のあった日から 1 年を経過する日」は、「修繕等の工事に着手できることとなる日から 1 年を経過する日」と読み替えることができる。</u></p> <p>2 <u>上記(2)に掲げる金額により災害損失特別勘定に繰り入れる場合には、次のことに留意する。</u></p>	

改 正 後	改 正 前
<p>(1) <u>6-7-2《有姿除却》の適用を受けた資産については、上記イ、ロ及びホに掲げる費用に限り災害損失特別勘定への繰入れの対象とすることができる。</u></p> <p>(2) <u>法第33条第2項の規定により評価損を計上した資産については、上記ロ、ニ及びホに掲げる費用に限り災害損失特別勘定への繰入れの対象とすることができる。</u></p> <p><u>(被災資産の修繕費用等の見積りの方法)</u></p> <p><u>20-2-14 20-2-13《災害損失特別勘定の繰入限度額》の(2)の修繕費用等の見積額は、その修繕等を行うことが確実な被災資産につき、例えば次の金額によるなど合理的に見積もるものとする。</u></p> <p>(1) <u>建設業者、製造業者等による当該被災資産に係る修繕費用等の見積額</u></p> <p>(2) <u>相当部分が損壊等をした当該被災資産につき、次のイからロを控除した金額</u></p> <p>イ <u>再取得価額又は国土交通省建築物着工統計の工事費予定額から算定した建築価額等を基礎として、その取得の時から被災連結事業年度終了の日まで償却を行ったものとした場合に計算される未償却残額</u></p> <p>ロ <u>被災連結事業年度終了の日における価額</u></p> <p>(注) <u>被災連結中間期間において災害損失特別勘定に繰り入れる場合には、上記の「被災連結事業年度終了の日」は「被災連結中間期間終了の日」と読み替えることに留意する。</u></p> <p><u>(災害損失特別勘定の損金算入に関する明細書の添付)</u></p>	<p>(新 設)</p>
<p><u>20-2-15 災害損失特別勘定への繰入れを行う場合には、その繰入れを行う被災連結事業年度の連結確定申告書又は被災連結中間期間に係る法第81条の</u></p>	<p>(新 設)</p>

改正後	改正前
<p><u>20《仮決算をした場合の連結中間申告書の記載事項等》の規定による連結中間申告書に災害損失特別勘定の損金算入に関する明細書を添付するものとする。</u></p> <p><u>この場合、当該明細書の書式は、法人税基本通達 12-2-9《災害損失特別勘定の損金算入に関する明細書の添付》の附表の書式（これに準ずる書式を含む。）による。</u></p> <p><u>（災害損失特別勘定の益金算入）</u></p> <p><u>20-2-16 次に掲げる連結事業年度の区分に応じ、災害損失特別勘定の金額のうちそれぞれ次に掲げる金額を当該連結事業年度の連結所得の金額の計算上、益金の額に算入する。</u></p> <p><u>(1) 災害のあった日から1年を経過する日の属する連結事業年度（以下この節において「1年経過連結事業年度」という。）当該1年経過連結事業年度終了の日における災害損失特別勘定の金額</u></p> <p><u>(2) 1年経過連結事業年度前の各連結事業年度（被災連結事業年度後の連結事業年度に限る。）当該連結事業年度において被災資産に係る修繕費用等として損金の額に算入した金額の合計額（保険金等により補填された金額がある場合には、当該金額の合計額を控除した残額）</u></p> <p><u>(注) 1 20-2-13《災害損失特別勘定の繰入限度額》の(注) 1の適用を受けている場合であっても、1年経過連結事業年度は「修繕等の工事に着手できることとなる日から1年を経過する日」の属する連結事業年度とはならないことに留意する。</u></p> <p><u>2 上記(2)の「1年経過連結事業年度」及び「被災連結事業年度」は、その事業年度が連結事業年度に該当しない場合には、当該事業年度とする。</u></p>	<p>(新 設)</p>
<p><u>（災害損失特別勘定の益金算入に関する明細書の添付）</u></p>	<p>(新 設)</p>

改 正 後	改 正 前
<p><u>20-2-17 20-2-16《災害損失特別勘定の益金算入》の(1)又は(2)に掲げる連結事業年度において災害損失特別勘定の金額を益金の額に算入する場合には、当該連結事業年度の連結確定申告書に災害損失特別勘定の益金算入に関する明細書を添付するものとする。</u></p> <p><u>この場合、当該明細書の書式は、法人税基本通達 12-2-11《災害損失特別勘定の益金算入に関する明細書の添付》の付表の書式（これに準ずる書式を含む。）による。</u></p> <p><u>（修繕等が遅れた場合の災害損失特別勘定の益金算入の特例）</u></p> <p><u>20-2-18 連結法人が、被災資産に係る修繕等がやむを得ない事情により1年経過連結事業年度終了の日までに完了しなかったため、同日において災害損失特別勘定の残額（次の(1)に掲げる金額から(2)に掲げる金額を控除した金額をいう。以下 20-2-18 において同じ。）を有している場合において、当該連結法人に係る連結親法人が当該1年経過連結事業年度終了の日までに災害損失特別勘定の益金算入時期の延長確認申請書を所轄税務署長（当該連結親法人が国税局の調査課所管法人である場合には、所轄国税局長）に提出し、その確認を受けたときは、修繕等が完了すると見込まれる日の属する連結事業年度（以下 20-2-18 において「修繕完了連結事業年度」という。）をもって 20-2-16《災害損失特別勘定の益金算入》の(1)の1年経過連結事業年度とすることができる。</u></p> <p><u>(1) 被災連結事業年度において災害損失特別勘定に繰り入れた金額</u></p> <p><u>(2) 被災連結事業年度終了の日の翌日から1年経過連結事業年度終了の日までにおいて被災資産に係る修繕費用等として損金の額に算入する金額の合計額（保険金等により補填される金額がある場合には、当該金額の合計額を控除した残額。以下 20-2-18 において「修繕済額」という。）</u></p>	<p>(新 設)</p>

改 正 後	改 正 前
<p><u>(注) 1 上記の取扱いの適用を受ける場合には、その取扱いの適用を受ける前の1年経過連結事業年度までの各連結事業年度において、修繕済額と災害損失特別勘定の残額から修繕費用等の見込額（1年経過連結事業年度終了の日の翌日から修繕完了連結事業年度終了の日までに支出することが見込まれる修繕費用等の金額の合計額（保険金等により補填される金額がある場合には、当該金額の合計額を控除した残額とし、災害損失特別勘定の残額を限度とする。）をいう。）を控除した金額との合計額に相当する災害損失特別勘定の金額を益金の額に算入することとなる。</u></p> <p><u>2 「修繕完了連結事業年度」、「被災連結事業年度」及び「1年経過連結事業年度までの各連結事業年度」は、その事業年度が連結事業年度に該当しない場合には、当該事業年度とする。</u></p> <p><u>(災害損失特別勘定の益金算入時期の延長確認申請書の書式)</u></p> <p><u>20-2-19 20-2-18《修繕等が遅れた場合の災害損失特別勘定の益金算入の特例》により災害損失特別勘定の益金算入時期の延長確認の申請を行う場合の申請書の書式は、法人税基本通達 12-2-13《災害損失特別勘定の益金算入時期の延長確認申請書の書式》の付表の書式（これに準ずる書式を含む。）による。</u></p> <p><u>(繰延資産の基因となった資産について損壊等の被害があった場合)</u></p> <p><u>20-2-20 20-2-12 から 20-2-19 まで《災害損失特別勘定の設定等》は、災害により令第 156 条第 3 項《連結欠損金の繰戻しによる還付》において準用する令第 154 条の 3 第 3 項《欠損金の繰戻しによる還付をする場合の解散等に準ずる事実等》に規定する繰延資産につき、当該繰延資産に係る他の者の有する固定資産について損壊等の被害があった場合について準用する。</u></p>	<p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p>

改 正 後	改 正 前
<p><u>(修繕費用等の支出がある場合の災害損失の額の計算)</u></p> <p>20-2-21 法第 81 条の 31 第 5 項(連結欠損金の繰戻しによる還付)の規定の適用に当たり、20-2-12(災害損失特別勘定の設定)により災害損失特別勘定に繰り入れた被災連結事業年度(当該事業年度が連結事業年度に該当しない場合には、当該事業年度)後の連結事業年度開始の日において災害損失特別勘定の金額がある場合には、当該連結事業年度において修繕費用等として損金の額に算入した金額(保険金等により補填された金額がある場合には、当該金額の合計額を控除した残額とし、災害損失の額に該当する部分の金額に限る。)の合計額から当該連結事業年度開始の日における災害損失特別勘定の金額を控除した残額が当該連結事業年度における災害損失の額となることに留意する。</p>	<p>(新 設)</p>
<p><u>(災害損失欠損金額と連結欠損金額がある場合の繰戻し還付)</u></p> <p>20-2-22 連結親法人(措置法第 68 条の 98 第 1 項各号(中小連結法人の欠損金等以外の欠損金の繰戻しによる還付の不適用)に掲げる連結親法人に限る。)が、法第 81 条の 31 第 5 項(連結欠損金の繰戻しによる還付)において読み替えて準用する同条第 1 項に規定する欠損連結事業年度(連結中間事業年度を除く。)において、同項の規定の適用を受ける災害損失欠損金額以外の連結欠損金額を有する場合には、当該連結欠損金額について同条第 1 項の規定による連結所得に対する法人税の還付請求ができることに留意する。</p>	<p>(新 設)</p>

第3 東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律関係通達（法人税編）関係

平成23年4月27日付課法2-5ほか2課共同「東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律関係通達（法人税編）の制定について」（法令解釈通達）のうち次の「改正前」欄に掲げるものをそれぞれ「改正後」欄のように改める。

一 第15条（震災損失の繰戻しによる法人税額の還付）関係

改 正 後	改 正 前
<p>（欠損金の繰戻しによる還付に係る取扱いの準用）</p> <p>15-8 震災特例法第15条の規定による法人税額の還付（同条第1項に規定する仮決算の中間申告書に係る還付を含む。）の請求があった場合の還付金額の計算等については、基本通達17-2-2及び17-2-3に準じて取り扱うものとする。</p>	<p>（欠損金の繰戻しによる還付に係る取扱いの準用）</p> <p>15-8 震災特例法第15条の規定による法人税額の還付（同条第1項に規定する仮決算の中間申告書に係る還付を含む。）の請求があった場合の還付金額の計算等については、基本通達17-2-1及び17-2-2に準じて取り扱うものとする。</p>

二 第23条（連結法人の震災損失の繰戻しによる法人税額の還付）関係

改 正 後	改 正 前
<p>（連結欠損金の繰戻しによる還付に係る取扱いの準用）</p> <p>23-8 震災特例法第23条の規定による法人税額の還付（同条第1項に規定する仮決算の連結中間申告書に係る還付を含む。）の請求があった場合の還付金額の計算等については、連結基本通達20-2-2及び20-2-3に準じて取り扱うものとする。</p>	<p>（連結欠損金の繰戻しによる還付に係る取扱いの準用）</p> <p>23-8 震災特例法第23条の規定による法人税額の還付（同条第1項に規定する仮決算の連結中間申告書に係る還付を含む。）の請求があった場合の還付金額の計算等については、連結基本通達20-2-1及び20-2-2に準じて取り扱うものとする。</p>